

報告第6号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

加西市長 西村 和 平

専決第 6 号

専 決 処 分 書

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和 4 2 年加西市条例第 5 0 号）等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例等の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「事由によつて」を「事由により」に、「によつては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「埋立地（）」を「埋立地等（）」に、「埋立地のうち」を「埋立地等のうち」に、「限り当該埋立地等」を「限り、当該埋立地等」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 10 月を経過した日まで、に次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）の」に改め、「第 16 条の 2 の 3」の右に「第 2 項」を加え、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

第 142 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第

11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 9 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 12 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を削り、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 12 条の 2 第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 14 条第 1 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「平成 31 年改正前の法」という。）」を「法」に、「平成 31 年改正前の法」を「法」に改め、同条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項中「平成 31 年改正前の法」を「法」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 19 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 21 条、附則第 22 条、附則第 23 条、附則第 24 条の 2 及び附則第 24 条の 3 中「平成 31 年改正前の法」を「法」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 25 条中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 30 条中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

(加西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 加西市税条例の一部を改正する条例（令和元年加西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、加西市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

附則第 1 条第 3 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の加西市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4

0年法律第33号) 第203条の6 第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3 第1項に規定する申告書について適用する。

- 4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号) 第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第26号。次項及び第7項において「旧法」という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(加西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 加西市税条例の一部を改正する条例(平成27年加西市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第

5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(加西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年加西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(加西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年加西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 6 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 10 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(加西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中

「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条、第 4 条及び第 5 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概 要】

- (1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応
 - ・現に所有している者(相続人等)の申告の制度化
 - ・使用者を所有者とみなす制度の拡大
- (2) 法律の改正に伴う文言の整合、引用条文の条ずれの修正、改元に伴う元号の修正等